

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
12	健康増進事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

白山市は、健康増進事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

健康増進事務では、事務の一部を外部業者に委託しているが、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に明記することで万全を期している。

評価実施機関名

白山市長

公表日

令和4年3月11日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	健康増進事務
②事務の概要	<ul style="list-style-type: none">健康増進法(平成14年法律第103号)に基づく健康増進事業の実施に関する事務健康手帳の交付、健康教育、健康相談、訪問指導、各種検診、健康診査及びがん検診、保健指導など市民の健康増進のために必要な事業を実施するために行う事務 <p>健康増進法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に基づき、特定個人情報を用いる以下の事務で取り扱う。</p> <ol style="list-style-type: none">① 事業の対象者であるか否かの確認や台帳の整備② 白山市保健事業に係る費用の徴収要綱に基づく費用を徴収しないものの把握③ 対象者に個別通知をするための情報の管理④ 受診等の記録の利用と管理⑤ 受診等の記録から調査及び報告に利用
③システムの名称	健康管理システム、統合宛名システム、中間サーバー、既存住民基本台帳システム
2. 特定個人情報ファイル名	
健康管理ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none">行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第9条第1項及び別表第一(76の項)
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(情報照会の根拠) <ul style="list-style-type: none">行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第19条第8号及び別表第二(102の2の項) (情報提供の根拠) <ul style="list-style-type: none">行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第19条第8号及び別表第二(102の2の項)
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部いきいき健康課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	白山市総務部総務課 〒924-8688 石川県白山市倉光二丁目1番地 電話番号 076-274-9510
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	白山市健康福祉部いきいき健康課 〒924-0865 石川県白山市倉光三丁目100番地 電話番号 076-274-2155

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和4年3月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年3月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="checkbox"/>] 自己点検 [<input type="checkbox"/>] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	I 3 法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第9条第1項及び別表第一の76の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第54条 	<ul style="list-style-type: none"> 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第9条第1項及び別表第一(76の項) 	事後	事前通知事項に当たらないため
平成29年4月1日	I 5 ①部署	健康福祉部健康増進課	健康福祉部いきいき健康課	事後	事前通知事項に当たらないため
平成29年4月1日	I 8 連絡先	白山市健康福祉部健康増進課 〒924-0865 石川県白山市倉光三丁目100番地 電話番号 076-274-2155	白山市健康福祉部いきいき健康課 〒924-0865 石川県白山市倉光三丁目100番地 電話番号 076-274-2155	事後	事前通知事項に当たらないため
平成30年4月1日	I 5 ②所属長	南田 茂喜	徳野 哲子	事後	事前通知事項に当たらないため
令和1年6月27日	I 5 ②所属長	徳野 哲子	課長	事後	事前通知事項に当たらないため
令和1年6月27日	IV リスク対策	-	新設	事後	事前通知事項に当たらないため
令和3年3月18日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	平成27年5月13日時点	令和3年3月18日時点	事後	事前通知事項に当たらないため
令和3年3月18日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	平成27年5月13日時点	令和3年3月18日時点	事後	事前通知事項に当たらないため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年3月11日	I 関連情報 1 ③システムの名称	健康管理システム、統合宛名システム	健康管理システム、統合宛名システム、 中間サーバー、既存住民基本台帳システム	事前	
令和4年3月11日	I 関連情報 4 ①実施の有無	実施しない	実施する	事前	
令和4年3月11日	I 関連情報 4 ②法令上の根拠		(情報照会の根拠) ・ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第19条第8号及び別表第二(102の2の項) (情報提供の根拠) ・ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第19条第8号及び別表第二(102の2の項)	事前	
令和4年3月11日	II しきい値判断項目 1.対象人数	令和3年3月18日時点	令和4年3月1日時点	事後	事前通知事項に当たらないため
令和4年3月11日	II しきい値判断項目 2.取扱者数	令和3年3月18日時点	令和4年3月1日時点	事後	事前通知事項に当たらないため
令和4年3月11日	IV リスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取り扱いの委託		十分である	事前	
令和4年3月11日	IV リスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転		十分である	事前	
令和4年3月11日	IV リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		十分である 十分である	事前	